

適時開示 軽微基準チェックシート 決定事実

事項	項目	開示の必要なし	未満	軽微基準なし
	株式の募集		1億	
	資本の減少			○
	剰余金・準備金の減少			○
	自己株取得			○
株式交換	子会社になる場合			○
	親会社になる場合			
	子会社の総資産÷親会社の純資産		30%	
	& 子会社の売上÷親会社の売上		10%	
	子会社との株式交換	○		
株式移転	株式移転			○
	合併			○
合併	新設合併			○
	消滅会社になる場合			○
	存続会社になる場合			
	資産の増加見込み額÷純資産		30%	
	& 当期又は翌期の売上増加見込み額÷売上実績		10%	
分割	分割による譲渡			
	分割する簿価資産÷純資産		30%	
	& 売上減少見込み額÷売上実績		10%	
	分割による譲受け			
	譲受ける簿価資産÷純資産		30%	
	& 増加する売上見込み÷売上実績		10%	
事業譲渡	譲渡			
	譲渡する簿価資産÷純資産		30%	
	& 売上減少見込み額÷売上実績		10%	
	譲受け			
	譲受ける簿価資産÷純資産		30%	
	& 増加見込みの売上÷売上実績		10%	
	100%子会社からの譲受け	○		
解散	解散			○
新製品・新技術の企業化 新たな事業の開始	各3事業年度の売上増加見込み÷売上実績		10%	
	& 特別支出額÷固定資産		10%	
業務上の提携又は 提携の解消	業務提携のみの場合			
	各3事業年度の売上増加見込み÷売上実績		10%	
	業務提携解消のみの場合			
	各3事業年度の売上減少見込み÷売上実績		10%	
	相手方の株を取得する業務提携			

	各3事業年度の売上増加見込み÷売上実績 & 株式取得額÷(純資産と資本金の大きいほう)		10%	
	相手方に株を取得される業務提携			
	各3事業年度の売上増加見込み÷売上実績 & 新たに取得される株式が5%以下		10%	
	相手方の株を保有している場合の提携解消			
	各3事業年度の売上減少見込み÷売上実績 & 保有株式帳簿価格÷(純資産と資本金の大きいほう)		10%	
	相手方に株を保有されている場合の提携解消			
	各3事業年度の売上減少見込み÷売上実績 & 取得されている株式の割合が5%以下		10%	
	他の会社と新会社を設立する場合			
	各3事業年度の売上増加見込み÷売上実績 & 設立後3事業年度の新会社総資産×出資比率÷純資産		10%	
	& 新会社売上高×出資比率÷売上実績		30%	
	他の会社と新会社を設立していた場合の提携解消		10%	
	各3事業年度の売上減少見込み額÷売上実績 新会社総資産×出資比率÷純資産		30%	
	新会社売上×出資比率÷売上実績		10%	
子会社の異動	子会社化・非子会社化			
	対象となる子会社の総資産÷純資産 & 対象となる子会社の売上÷売上実績		30%	
	子会社の設立			
	設立後3事業年度の子会社の総資産÷純資産 & 新設子会社の設立後3事業年度の売上見込み額÷売上実績		30%	
			10%	
固定資産の譲渡 又は取得	固定資産の譲渡			
	資産帳簿価格÷純資産		30%	
	固定資産の取得			
	資産取得価格÷純資産		30%	
事業の休廃止	休廃止日から3事業年度の売上減少見込み額÷売上実績		10%	
上場廃止申請	上場廃止申請			○
破産再生手続き	破産再生手続きの申し立て			○
防戦買いの要請	防戦買いの要請			○
預金保険法に基づく申し出	預金保険法に基づく申し出			○